

お知らせ

ハンセン病問題を正しく理解

ハンセン病問題に対する解決の促進を図るために、鹿児島県では「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を定めています。
(6月18日～6月24日)

誤った隔離政策によって強制的に隔離され、ご本人だけでなくご家族も偏見や差別を受け、多くの方々のかけがえのない人生が奪われました。長い間、偏見や差別に苦しめられたハンセン病であった方々や家族が、平穩に安心して生活できる地域づくりのために、また、二度とこのような悲しい歴史を繰り返さないために、私たち一人ひとりがハンセン病問題とは何かを正しく理解していきましょう。詳しくは県ホームページ「ハンセン病問題を正しく理解するため」をご覧ください。

鹿屋くらし保健部 健康増進課
☎0994-286-2724
健康保険課 健康増進チーム
☎0994-22-3044

女性ががん検診の申込方法変更

令和5年度より検診車での女性

がん検診(集団)の申込方法が変更されます。10月に実施予定の女性がん検診(集団)の申込先が役場から左記のところにあります。

●電話予約

・相良病院
・ヘルスサポートセンター

●インターネット予約

※予約期間や電話番号等は7月にチラシ等でお知らせします。予約開始は8月からになりますので、もうしばらくお待ちください。

健康保険課 健康増進チーム
☎0994-22-3044

海上保安学校の学生募集

●海上保安学校学生採用試験(2024年4月採用)

受付 7月18日(火)～7月27日(木)
※インターネット受付
第1次試験日 9月24日(日)
第2次試験日 10月17日(火)～10月26日(木)
最終合格発表日(航空課程を除く) 11月21日(火)
第3次試験日(航空課程のみ) 12月2日(土)～12月12日(火)
最終合格発表日(航空課程のみ) 令和6年1月18日(木)
受験資格 ①2023年4月1日において高等学校又は中等教育

育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び2024年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。②人事院が①に掲げる者と同等の資格があることと認める者。

●海上保安学校学生採用試験(2024年4月採用)

受付 8月24日(土)～9月4日(日)
※インターネット受付
第1次試験日 10月28日(土)、10月29日(日)
第2次試験日 12月15日(金)
最終合格発表日 令和6年1月18日(木)
受験資格 ①2023年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び2024年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。②人事院が①に掲げる者と同等の資格があることと認める者。

第十管区海上保安本部総務部 人事課
☎099-250-9800

税務職員を募集します

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験(高卒程度)の受験者を募集します。税務職員採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校に入校し、1年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。
申込期間 6月19日(火)～6月28日(水)
受験資格等及び受験申込の詳細

は、人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報NAV)をご覧ください。

●鹿屋税務署

☎0994-42-3127
※自動音声案内後「2」を押しください

カピックセンターイベント

カピックサマーイングリッシュフェスタ「タイの水かけ祭り」
内容 タイの水かけ祭りを楽しもう！外国人の先生方と英語で触れ合いながら、タイのお祭りや文化を体験します。(一部、

水を使って遊ぶアクティビティ有。 ※詳しくは、カピックセンターホームページをご覧ください。

日程

7月16日(日)10時～15時(受付9時30分、解散15時15分頃)

対象 小学生25名程度(水かけ祭りは家族で参加可能) ※学年不問、先着順。

参加費 2,000円(食事代、材料代含む)

申込期間 6月13日(火)～7月6日(水)

申込方法 QRコードの専門フォームからの応募または申込

放送大学の入学生募集

放送大学は、10月入学生を募集しています。10代から90代の幅広い世代、約8万5千人以上の



用紙をFAXしてください。 ※FAX申込書は、市役所・リサーチに設置しています。
https://forms.gle/i81Kfd6LjhfhYgju9
場所 カピックセンター
カピックセンター
☎0994-45-3288

学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。授業には3つのスタイルがあり、BS放送やインターネットで視聴する、また講師から直接受ける授業があります。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学鹿児島学習センターまでご請求ください。
☎099-239-3811

国民健康保険を使用する際は届出が必要 第三者行為による傷病の医療費

交通事故や傷害、犬咬みなど第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担することになります。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ国民健康保険を使用して診療を受けることができます。その場合には必ず「第三者行為による傷病届」を健康保険課に提出してください。届け出により、加害者になり保険者(錦江町)が保険給付割合分の治療費を立て替えて支払い、後日、保険者が立て替えた分を加害者へ請求します。

第三者行為による傷病に該当する事例

相手方がいる次のようなケガ等で、国民健康保険を使用して治療を受ける場合に届け出が必要です。

- 交通事故(自転車事故を含む)でケガをしたとき
- 暴力を受けてケガをしたとき
- 落下物に当たってケガをしたとき
- 飲食店での食事が原因で食中毒になったとき

※交通事故の場合で、相手方または被保険者が任意保険(対人賠償保険、人身傷害補償保険等)に加入していれば、必要な書類を保険会社から提出してもらうように依頼ができます。

次の場合は国民健康保険が使用できません

- 雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- 犯罪行為や故意の事故
- 飲酒運転や無免許運転等の法令違反の事故

●なぜ届け出が必要なのか

交通事故等による診療費は、本来、交通事故等が発生させた加害者が負担すべき費用です。国民健康保険の医療給付は加入者のみなさまに納めていただく保険料が財源となっています。適正に届け出を行っていただくことにより、国民健康保険の健全な財政運営、制度の維持にもつながります。

必要書類を確認の上、下記の届け出先に提出をお願いします。

- 届け出先 健康保険課 ☎22-3041
住民生活課 ☎25-2511

令和5年度自衛官等制度説明会

日付	時間	場所
7月9日(日)	10:00~11:30	鹿屋地域事務所、肝付町文化センター
	13:30~15:00	鹿屋地域事務所、垂水市市民会館
7月23日(日)	10:00~11:30	鹿屋地域事務所、円山公園(東串良町)
	13:30~15:00	鹿屋地域事務所、南大隅町役場
7月30日(日)	10:00~11:30	鹿屋地域事務所
	13:30~15:00	

※高校生とその保護者、18歳以上33歳未満の方が対象。

南大隅町役場 鹿屋地域事務所

●問い合わせ先
鹿児島地本 鹿屋地域事務所
☎0994-42-4386